（前のページより続き）
○高速自動車国道に関する件（同六〇二～六〇五）　三三
○自動車の装置の型式を指定した件（同六〇六～六一二）　二六
○東よか干潟鳥獣保護区を指定した件（環境七一）　二七
○東よか干潟特別保護地区を指定した件（同七二）　三〇
○肥前鹿島干潟鳥獣保護区を指定した件（同七三）　三〇
○肥前鹿島干潟特別保護地区を指定した件（同七四）　三一
○道路に関する件（関東地方整備局二四九、二五〇）　三六
○道路に関する件（中部地方整備局八五）　三七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局九九）　三〇
○道路に関する件（中国地方整備局七一～七四）　三〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十六年度平成二十七年二月分）（財務省）　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（法律第一六号）（防衛省）

1　趣旨

この法律は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が五箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。3において同じ。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。以下同じ。）に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めることとした。（第一条関係）

2　特定防衛調達についての国の債務負担

国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降一〇箇年度以内とすることとした。（第二条関係）

3　特定防衛調達の概要等の公表

㈠　防衛大臣は、国が特定防衛調達について債務を負担する会計年度の予算について財政法（昭和二二年法律第三四号）第一八条の閣議決定があったときは、遅滞なく、当該特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表することとした。（第三条第一項関係）

㈡　防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表することとした。（第三条第二項関係）

4　附則

㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

㈡　この法律は、公布の日から施行することとし、平成三一年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（厚生労働省）

1　年金積立金管理運用独立行政法人の主たる事務所を東京都に置く期限を平成二七年五月三一日まで延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第二二三号）（財務省）

1　平成二七年三月三一日において、国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下「平成一六年改正令」という。）の規定による物価スライド特例水準の年金額のスライド率の特例の適用を受けていた者に係る平成二七年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第二二号）附則第一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成一七年政令第八三号）第四条第一項の規定にかかわらず、当該者の区分に応じ、一・〇三一に〇・九七〇から〇・九八三までの率を乗じて得た率とするものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の平成一六年改正令の規定は平成二七年四月一日から適用するものとすることとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第二二四号）（総務省）

1　平成二七年三月三一日において、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（以下「平成一六年改正令」という。）の規定による物価スライド特例水準の年金額のスライド率の特例の適用を受けていた者に係る平成二七年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第二二号）附則第一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成一七年政令第八三号）第四条第一項の規定にかかわらず、当該者の区分に応じ、一・〇三一に〇・九七〇から〇・九八三までの率を乗じて得た率とするものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の平成一六年改正令の規定は平成二七年四月一日から適用するものとすることとした。

◇会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令（政令第二二五号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

会社法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九〇号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第九一号）の施行に伴い、次に掲げる政令の所要の規定の整理を行うこととした。

㈠　商品先物取引法施行令（昭和二五年政令第二八〇号）（第一条関係）

㈡　中小企業等協同組合法施行令（昭和三三年政令第四三号）（第二条関係）

㈢　商店街振興組合法施行令（昭和三七年政令第三二一号）（第三条関係）

㈣　技術研究組合法施行令（平成二一年政令第一五八号）（第四条関係）

㈤　産業競争力強化法施行令（平成二六年政令第一三号）（第五条関係）

2　施行期日

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行することとした。